

議案第75号

訴えの提起について

損害賠償請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を  
求める。

平成25年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 損害賠償請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社

代表取締役 古 川 実

4 事件の概要

平成8年8月19日に実施された尼崎市立クリーンセンターのごみ焼却施設の建設工事の指名競争入札において被告及び他の入札参加業者らが行った談合行為により原告本市が損害を被ったことを理由として住民訴訟が提起され、その請求の一部を認容する判決が確定した。そのため、当該住民訴訟の共同訴訟参加人が、原告を相手取り、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の2第7項の規定に基づき、弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払の判決を求める訴訟を提起したところ、当該訴訟においてその請求の一部を認容する判決が確定したため、原告は、当該判決

において認容された額に相当する額を当該共同訴訟参加人に支払った。そこで、原告は、その支払った額に相当する額の損害を被ったとして、被告に対し、当該金額及び遅延利息を損害賠償金として所定期限内に支払うよう求めたが、被告はこれに応じないので、当該損害賠償金の支払の判決を求めるもの

- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

( 説 明 )

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。